

情報共有システムの試行について

令和7年10月1日

小諸市の工事及び工事に係る委託業務における業務の効率化及び生産性と品質の向上を実現するとともに、公共工事におけるCALS/ECの推進を図るため、情報共有システムの利用方法等について、以下のとおり試行する。

「情報共有システム」とは、インターネットを通じて提供されるアプリケーション（ASP）を利用する方式で、工事及び委託の各段階において、受発注者間でやり取りされる文書、写真・図面等様々な情報を電子データにより交換・共有することである。

（対象工事等）

- ・情報共有システムを利用する対象の範囲は、小諸市が発注する工事及び工事に係る委託業務全てを対象とする。ただし、地理的条件などから、通信環境が確保できない等、情報共有システムの利用が困難な場合には、監督員と協議の上で実施しないことができる。

（適用日）

- ・入札公告日が令和7年10月1日以降の工事に試行する。
- ・既契約工事については、監督員と協議のうえ利用の可否を決定すること。

（情報共有システムの仕様）

- ・利用するシステムは、LGWAN環境に対応できる仕様とすること（利用可能なシステム参考については下表のとおりである）。
- ・システムは受注者が選択し、事前に監督員の承認を得るものとする。

（参考）

	システム提供者	システム名
1	株式会社 アイサス	information bridge
2	株式会社 建設総合サービス	電納 ASPer
3	株式会社 建設システム	RevSIGN
4	株式会社 ビーイング	BeingCollaboration
5	川田テクノシステム 株式会社	basepage
6	日本電気 株式会社	工事監理官

(情報共有システムの実施内容)

実施内容は以下の項目とし、受発注者間で確認し決定する。

- ①受発注者間の書類（工事打合せ簿等）の受け渡し
（書類によっては、紙決裁で行う場合を認める）
- ②現場状況の共有
- ③確認・立会依頼
- ④その他 システムで利用可能な項目

(積算の取扱い)

情報共有システムの積算上の取扱いは以下のとおりとする。

- 1) 工事のシステム利用に要する費用は、共通仮設費率（技術管理費）に含まれるものとする。費用は登録料及び利用料である。
- 2) 委託のシステム利用に要する費用は、各種経費※に含まれるものとする。
費用は登録料及び利用料である。

※各種経費 測量業務：間接測量費 設計業務：間接原価
地質調査業務：業務管理費

- 3) 費用の定めのない業務については、監督員と協議の上決定するものとする。

(その他)

システムを使用するパソコンは、常に以下の状態を保たなければならない。

- ①最新のウィルス対策ソフトを導入する。
- ②OS、ブラウザ及びメールソフトに最新のセキュリティパッチを適用する。
- ③ウィニー等のファイル交換ソフトを導入しない。